

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.169

**【共通】問1** 消防法第8条の2の2に規定する防火対象物の点検及び報告に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物については、当該点検は1年に1回行う必要があるが、新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、その期間ごとに法第8条の2の2第1項の規定による点検を行うことが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行うことができる。
- (2) 防火対象物点検資格者に対して定期的に防火対象物の点検を行わせる義務を負っているのは、当該防火対象物の防火管理者である。
- (3) 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物における点検対象事項とは、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持並びにその機能の点検その他火災の予防上必要な事項をいう。
- (4) 防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた防火対象物には、総務省令で定めるところにより、点検対象事項が点検基準に適合していると認められた消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称の表示を付することができる。

**【消防設備】問1** 火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物の「避難上有効な開口部」の要件に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 直径0.8mの円が内接することができる開口部を設けた。
- (2) その幅及び高さがそれぞれ1.2m及び0.8mの開口部を設けた。
- (3) 床面から開口部の下端までの高さを15cmとした。
- (4) 開口部は、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであるか、又は、開口のため常時良好な状態に維持されているものとした。

**【消防設備】問2** 粉末消火設備に関する次の文章を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 移動式の粉末消火設備のホース接続口は、すべての防護対象物について、当該防護対象物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下となるように設けること。
- (2) 移動式の粉末消火設備のホースの長さは、当該粉末消火設備のホース接続口からの水平距離が20mの範囲内の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする。
- (3) 粉末消火剤容器に貯蔵する粉末消火剤の量は、総務省令で

定めるところにより、当該防火対象物の火災を有効に消火することができる量以上の量となるようにすること。

- (4) 粉末消火剤容器及び加圧用ガス容器は、点検に便利で、火災の際の延焼のおそれ及び衝撃による損傷のおそれが少なく、かつ、温度の変化が少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。

**【防火査察】問1** 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 権原が分かれている高層建築物において、防火対象物全体の防火管理上必要な業務を統括する防火管理者が定められていないので、法第8条の2第5項に基づく消防署長名の命令を発動したが、履行期限内に選任されなかったため、それぞれの管理について権原を有する者を同命令違反で告発した。
- (2) 法第8条の2の5第1項に該当する大規模な百貨店において、自衛消防組織が置かれていないと認めたため、法第8条の2の5第3項に基づく消防長名の命令を発動したが、履行期限内に設置されなかったため、管理について権原を有する者を同命令違反で告発した。
- (3) 法第17条第1項に該当する関係者が、法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検の報告をせず、消防署長名で点検報告をするよう警告書を発出し指導したが、報告をしないため、法第44条の罰則を適用するため、関係者を告発した。
- (4) 法第8条の2の3第5項違反（特例認定防火対象物における管理について権原を有する者の変更届出違反）を確認したため、法第46条の5の過料を科すため、管理について権原を有する者を告発した。

**【防火査察】問2** 消防法（以下「法」という。）の違反処理等に関する次の記述のうち、不適當なものはどれか。

- (1) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障となると認める」とは、消火、避難等消防の活動に支障となる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものである。
- (2) 法第4条第1項に基づく立入検査の要件である「火災予防のために必要があるとき」とは、立入検査の相手方に多大な負担になることから、個別的、具体的な火災危険性の存在が必要である。
- (3) 不利益処分をする際の事前手続きである「聴聞」とは、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、

**解説** 溺水傷病者における頸椎損傷の可能性は低く、発生率はおよそ0.5%である(改訂第9版救急救命士標準テキスト下巻1090ページ)。

問2 答 (4)

**解説** 4段階 ⇒ 3段階(改訂第9版救急救命士標準テキスト下巻1094ページに記載のとおり)。

**〔原子力〕**

問1 答 (3)

**解説** (1) L型、A型、B型の順である。  
 (2) L型の解説である。  
 (4) 事故時には漏えいが想定されている。  
 (5) 液体状の非密封線源はA型輸送物である(「スタート! RI119(平成27年3月改訂 P.27(11)放射性物質輸送の事故特性」参照)。

**〔国民保護〕**

問1 答 (3)

**解説** 市町村長若しくは都道府県知事による同項に規定する措置を待つかとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない(第114条第3項参照)。

**〔無線工学〕**

問1 答 (1)

**解説** マイクロ波では波長が短いので、地形や降雨の影響を受けやすい。

**〔警防〕**

問1 答 (3)

**解説** 援護注水は、活動隊員に常に注水するのではなく、濃煙熱気や急激な延焼拡大等の事態の発生から活動隊員の安全確保のため実施する。

消防司令問題

**〔消防法規〕**

問1 答 (3)

**解説** (1) 認可も該当するため、誤り。  
 (2) 申請者ではないため、誤り。  
 (3) 正しい。  
 (4) 含まれるため、誤り。  
 (5) 消防署長も同意権者であるため、誤り。

**〔人事管理〕**

問1 答 (3)

**解説** (1) 匿名も可能なため、誤り。

(2) 判断できないため、誤り。  
 (3) 正しい。  
 (4) できるため、誤り。  
 (5) 毎年度前半の開催が常例のため、誤り。

**〔地方自治制度〕**

問1 答 (3)

**解説** (1) 包括外部監査の対象団体のため、誤り。  
 (2) 公認会計士も該当するため、誤り。  
 (3) 正しい。  
 (4) 協議して監査補助をさせるため、誤り。  
 (5) 監査委員に請求するため、誤り。

**〔救急〕**

問1 答 (3)

**解説** 「都道府県」⇒「国」(改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻42ページ)。

問2 答 (3)

**解説** 5段階 ⇒ 7段階(要支援2段階、要介護5段階)(改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻58ページ)。

**〔警防〕**

問1 答 (3)

**解説** 冷却注水を行うときは、スロップオーバー現象(燃焼している石油等の危険物の温度が高い場合、注入すると水が急激に沸騰しタンクから水蒸気とともに燃焼している危険物が急激に噴き出す現象)が生じるおそれがあるので、タンク内部に放水しないようにする。

予防技術検定模擬テスト

**〔共通〕**

問1 答 (1)

**解説** (1) 消防法第8条の2の2第1項、消防法施行規則第4条の2の4第1項。従来は1年に1回点検を行う必要があったが、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、令和2年12月25日に消防法施行規則が改正され、1年に1回の点検を行うことが困難である時は消防庁長官が定める期間ごとに当該点検を行うものとする規定が追加されたことから正しい。なお、その詳細については「消防法施行規則第4条の2の4第1項ただし書及び第31条の6第4項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件」の公布・施行について(令和3年1月22日付け消防予第17号。消防庁次長通知)を参照されたい。  
 (2) 消防法第8条の2の2第1項。第8条第1項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物点検資格者に、

点検対象事項が点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないとされていることから、当該防火対象物の防火管理者が点検を行わせる義務を負っている訳ではない。

- (3) 消防法第8条の2の2第1項。防火対象物点検制度における点検対象事項は消防法第8条の2の2第1項に規定されているが、第17条の3の3の規定による点検及び報告の対象となる事項についてはこの限りでないとしており、消防用設備等の機能に関する点検は点検対象事項ではない。
- (4) 消防法第8条の2の2第2項、消防法施行規則第4条の2の7第3項。防火基準点検済証の様式は消防法施行規則別表第一に定められており、当該点検済証に表示を付することができることとされている事項は、消防法第8条の2の2第2項に規定されている「点検を行った日」の他に、消防法施行規則第4条の2の7第3項に規定されている「点検を行った日から起算して1年後の年月日」、「法第8条の2の2第1項の権原を有する者の氏名」及び「点検を行った防火対象物点検資格者の氏名その他消防庁長官が定める事項（防火対象物点検資格者免状の交付番号）」とされている。

したがって点検対象事項が点検基準に適合していると認められた消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称の表示は付することができるとはされていない。なお、消防法施行規則第4条の2の9の規定に基づく防火優良認定証には認定を行った消防長又は消防署長の属する消防本部又は消防署の名称を表示することができることとされている。この違いは、防火優良認定証は消防長等の認定を受けた防火対象物に付することができる表示であるのに対して、防火基準点検済証は消防長等の認定ではなく防火対象物点検資格者が基準に適合していると認められたものに付することができる表示であることによるものと考えられる。

## 〔消防設備〕

### 問1 答 (3)

- 解説** (1) 消防法施行令第4条の2の2第2号、消防法施行規則第4条の2の2第1項。直径1m以上の円が内接することができる開口部であることが必要であるため、直径0.8mの円が内接することができる開口部では「避難上有効な開口部」の要件を満たさない。
- (2) 消防法施行令第4条の2の2第2号、消防法施行規則第4条の2の2第1項。その幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部とすることが必要であるため、その幅及び高さがそれぞれ1.2m及び0.8mの開口部では「避難上有効な開口部」の要件を満たさない。
- (3) 消防法施行令第4条の2の2第2号、消防法施行規則第4条の2の2第2項第1号。床面から開口部の下端までの高さは、15cm以内であることが必要であるため、正しい。
- (4) 消防法施行令第4条の2の2第2号、消防法施行規則第4条の2の2第2項第2号及び第3号。開口部は、「格

子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであること」及び「開口のため常時良好な状態に維持されているものであること」が必要であるため、格子その他の容易に避難することを妨げる構造を有しないものであるか、又は開口のため常時良好な状態に維持されているものでは「避難上有効な開口部」の要件を満たさない。

### 問2 答 (4)

- 解説** (1) 消防法施行令第18条第2号。「移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準」(昭和51年消防庁告示第2号)第2、5において、「ホースの全長は、ノズル部分の長さを含めて20m以上であること。」とされている。これに対して、移動式の粉末消火設備は、放射の際、粉末消火剤の拡散により視界が不良となるおそれがあるため、防護対象物の各部分から一のホース接続口までの水平距離は15m以下となるように設けることとされている(消防法施行令解説)。なお、消防法施行令解説のハロゲン化物消火設備に関する記述において、移動式のハロゲン化物消火設備は、消火能力が高いため、防護対象物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が20m以下となるよう設けることとされており、不活性ガス消火設備(注：移動式の不活性ガス消火設備以外に移動式の泡消火設備や前述の移動式の粉末消火設備も15m以下とされている。)に比べてその距離が大きくなっているとされている。したがって、「水平距離が20m以下」は「水平距離が15m以下」が正しい。
- (2) 消防法施行令第18条第3号。(1)と同様の理由から移動式の粉末消火設備のホースの長さは、当該粉末消火設備のホース接続口からの水平距離が「20mの範囲内」ではなく「15mの範囲内」の当該防護対象物の各部分に有効に放射することができる長さとする必要とされている。
- (3) 消防法施行令第18条第4号。粉末消火設備によって消火すべき対象は、当該消火設備によって消火すべき対象物であり、消防法施行令第14条第1号においてこれを「防護対象物」というとされている。「当該防火対象物」とすると、粉末消火設備によって消火すべき対象以外の部分まで含まれてしまうことから、「当該防火対象物」ではなく「防護対象物」とすることが正しい。
- (4) 消防法施行令第18条第5号。本設問は正しい。

## 〔防火査察〕

### 問1 答 (3)

- 解説** (1) 法により同命令違反は罰則がないので、告発はできないので、不相当。
- (2) 法により同命令違反は罰則がないので、告発はできないので、不相当。
- (3) 法及び違反処理マニュアルにより相当。
- (4) 過料は行政秩序を維持する目的から科せられる行政法上に罰金であって、刑事訴訟法の適用を受けず、非訟事